

公布された規則のあらまし

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（規則第 35 号）

- 1 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成 28 年佐賀県条例第 33 号）の施行に関し、課税免除の申請期限、課税免除申請書の様式その他必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。
- 4 2 に伴う申請期限の特例を定めることとした。